平成２４年（フ）第７５号
福島県耶麻郡猪苗代町字芦原25番地１　メイプル302、前住所福島県郡山市安積町荒井字年柄１番地の129
債務者　中澤　潤子（旧姓宗像）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
埼玉県越谷市東大沢３丁目35番地９　アクロシティーＢ―202
債務者　木間　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷67番地22
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１７号
埼玉県日高市大字中鹿山523番地14
債務者　丸山　雄介
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６２４号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４川越寮、前住所静岡県沼津市西椎路139番地の１　エンゼルハイム西椎路403
債務者　岡田　　一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６２６号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　竹下　光範
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３９号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４川越寮
債務者　野中　　治
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４２号
埼玉県深谷市人見1548番地２
債務者　枝　　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３０７号
埼玉県行田市緑町10番７号、旧住所埼玉県坂戸市元町57番地13　シティハイム元町Ｂ202号室
債務者　赤山　昌弘
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５０号
埼玉県本庄市千代田３丁目３番33号
債務者　藤田　初美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０１号
千葉県旭市野中4230番地29
債務者　吉田　博生
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３４１号
静岡県熱海市下多賀1713番地の76
債務者　庄司　俊彦
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９９号
名古屋市港区泰明町３丁目１番地の１　泰明荘１棟403号、従前の住所名古屋市港区港楽３丁目１番３号　港楽ビル303号
債務者　齋藤　奈美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４９号
名古屋市千種区今池５丁目14番４号　ライオンズマンション今池207号、従前の住所名古屋市熱田区切戸町２丁目51番地
債務者　福田　越夫
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７３号
名古屋市守山区緑ヶ丘901番地　緑ケ丘センター308号
債務者　福田　法子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３６号
愛知県知多市日長字赤坂３番地
債務者　糸井　和子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７０号
愛知県大府市若草町２丁目33番地　ハイツ桃山103号
債務者　佐藤　朝美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部